



文京区告示 第九十号

建築基準法第四十二条第一項第五号の規定による道路位置の指定の取消しをした。

なお、関係図面は本区都市計画部建築指導課に備えおいて縦覧に供する。

令和八年六月二日

文京区長

成澤 廣 修



第四十二條建築基準法第一項第五号	取消しに係る道路の種類	取消しの年月日	取消しに係る道路の位置	取消しに係る道路の幅員 (単位メートル)	取消しに係る道路の延長 (単位メートル)
		令和八年六月二日	文京区大塚六丁目 112番2	4.00	60.00